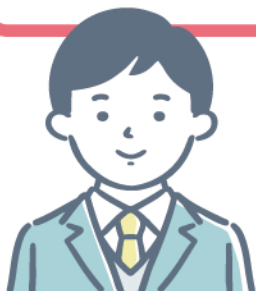




10月1日^火から

子ども医療費 支給制度対象拡大

問 保険医療課 ☎56-0617



10月1日から高校生世代（中学校卒業後から18歳到達後の最初の3月31日までの人）の通院医療費の支給を開始します。
詳細は市HPへ。



※障害者医療費支給制度や母子・父子家庭医療費支給制度等
該当者は、そちらの制度が優先されます。

支給対象	9月30日まで	
	入院	通院
0歳 ～ 中学校卒業	○	○
中学校卒業 ～ 18歳の年度末	○(※)	×



10月1日から	
入院	通院
○	○
○	○

(※) 償還払い（病院で自己負担分を支払後、市役所から払い戻し）となります。

4月1日(月)～9月30日(月)に利用した、高校生世代の通院医療費は支給対象外。

今後の手続き

高校生世代 (平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)	中学生以下
手続き必要 6月中旬以降に申請書を送付しますので、 必要事項を記載し、子の保険証のコピーを 貼って返送してください。	手続き不要



※9月中旬以降に新しい子ども医療費受給者証を送付します。

適正受診のお願い

本市では、子ども医療費受給者証をお持ちの人が病気やけがをしたときに、安心して病院を受診できるよう、保険診療の自己負担額を支給しています。

医療費が年々増加する中で、限られた財源を有効に活用できるように、適正受診にご協力ください。

＜ 適正受診のためにできること ＞



病気の予防に
努めましょう



かかりつけ医を
つくりましょう



ジェネリック
医薬品を
利用しましょう